

○軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程〔高齢者支援課〕

平成21年3月3日

告示第168号

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程を次のように定める。

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第68号。以下「条例」という。)第17条、附則第7条及び附則第15条の規定に基づき、軽費老人ホーム等(条例に定める軽費老人ホーム及び経過的軽費老人ホーム(軽費老人ホームA型及び軽費老人ホームB型)をいう。以下同じ。)が入所者から支払いを受けることができる利用料のうち、サービスの提供に要する費用の額及び生活費の上限の額を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この規程の対象となる施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条の規定により設置された県の区域(熊本市の区域を除く。)内の軽費老人ホーム等とする。

(軽費老人ホームのサービス提供基本額)

第3条 軽費老人ホームの入所者1人1ヶ月あたりのサービスの提供に要する費用のうちサービスの提供に要する基本額は、次のとおりとする。

(1) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合

ア 単独設置の場合

定員(人)	月額(円)	定員(人)	月額(円)
20	129,900	81—90	47,000
21—30	87,100	91—100	42,400
31—40	76,200	101—110	40,800
41—50	67,800	111—120	37,600
51—60	57,300	121—130	38,100
61—70	54,200	131—140	35,400
71—80	47,600	141以上	34,100

イ 単独設置で介護職員を1人配置しない場合

定員(人)	月額(円)	定員(人)	月額(円)
20	108,800	81—90	42,400
21—30	73,000	91—100	38,400

31—40	65,600	101—110	37,100
41—50	59,400	111—120	34,000
51—60	50,300	121—130	34,800
61—70	48,200	131—140	32,400
71—80	42,300	141以上	31,300

ウ 併設設置の場合

定員(人)	月額(円)	定員(人)	月額(円)
10—14	134,400	71—80	29,300
15—19	90,000	81—90	30,900
20—29	85,200	91—100	27,900
30	61,900	101—110	27,000
31—40	57,200	111—120	24,800
41—50	46,000	121—130	26,400
51—60	38,600	131—140	24,700
61—70	33,200	141以上	24,000

エ 併設設置で介護職員を1人配置しない場合

定員(人)	月額(円)	定員(人)	月額(円)
10—14	92,000	71—80	24,000
15—19	61,800	81—90	26,100
20—29	64,200	91—100	23,700
30	47,700	101—110	23,100
31—40	46,700	111—120	21,300
41—50	37,600	121—130	23,100
51—60	31,500	131—140	21,600
61—70	27,200	141以上	21,100

(2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合

ア 単独設置の場合(共通職員分)

定員(人)	月額(円)	定員(人)	月額(円)
20	98,000	81—90	30,500
21—30	65,700	1—100	27,600
31—40	49,700	01—110	27,300
41—50	46,400	11—120	25,100

51—60	39,600	21—30	26,700
61—70	39,000	31—40	24,900
71—80	34,300	41以上	24,200

イ 併設設置の場合(共通職員分)

定員(人)	月額(円)	定員(人)	月額(円)
10—14	70,300	71—80	16,000
15—19	47,200	81—90	14,300
20—29	53,100	91—100	13,000
30	40,500	101—110	13,500
31—40	30,600	111—120	12,500
41—50	24,800	121—130	15,000
51—60	20,900	131—140	14,000
61—70	18,100	141以上	14,100

ウ 単独設置・併設設置共通(一般入所者に対する介護職員分)

一般入所者(人)	月額(円)	一般入所者(人)	月額(円)
20以下	32,500	81—90	16,400
21—30	21,200	91—100	14,800
31—40	26,500	101—110	13,400
41—50	21,100	111—120	12,300
51—60	17,600	121—130	11,300
61—70	15,100	131—140	10,500
71—80	13,200	141以上	9,800

エ 単独設置で生活相談員を1人配置しない場合(共通職員分)

定員(人)	月額(円)	定員(人)	月額(円)
20	75,700	81—90	25,600
21—30	50,900	91—100	23,100
31—40	38,500	101—110	23,200
41—50	37,600	111—120	21,400
51—60	32,200	121—130	23,200
61—70	32,600	131—140	21,700
71—80	28,700	141以上	21,200

オ 併設設置で生活相談員を1人配置しない場合(共通職員分)

定員(人)	月額(円)	定員(人)	月額(円)
10—14	25,900	71—80	10,400
15—19	17,700	81—90	9,400
20—29	30,900	91—100	8,500
30	25,700	101—110	13,500
31—40	19,500	111—120	12,500
41—50	15,900	121—130	11,500
51—60	13,400	131—140	10,800
61—70	11,600	141以上	11,000

カ 単独設置・併設置共通(一般入所者に対する介護職員を1人配置しない場合)

一般入所者(人)	月額(円)	一般入所者(人)	月額(円)
20以下	11,600	81—90	11,700
21—30	7,200	91—100	10,500
31—40	15,900	101—110	9,500
41—50	12,700	111—120	8,700
51—60	10,500	121—130	8,000
61—70	9,000	131—140	7,500
71—80	7,900	141以上	6,900

(注1)

「併設置」とは、同一建物内又は同一敷地内に特別養護老人ホームを併設する場合をいう。単独設置とは、併設置以外の場合をいう(以下同じ。)

(注2)

「介護職員を1人配置しない場合」とは、条例第12条第8項に基づき介護職員のうち1人を配置しない場合をいう。

(注3)

「共通職員」とは、施設職員の中で直接処遇職員(介護職員等)以外の職員をいう(以下同じ。)

(注4)

「一般入所者」とは、条例第12条第1項第3号アに規定する一般入所者をいう(以下同じ。)

(注5)

「生活相談員を1人配置しない場合」とは、条例第12条第6項に基づき生活相談員のうち1人を配置しない場合をいう。

(注6)

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額(月額)は、次のとおりとする。

＼	サービスの提供に要する基本額(月額)	備考
特定施設入居者生活介護の利用者	第2号ア、イ、エ又はオのいずれかに掲げる額。	第2号エに掲げる額にカに掲げる額を加えた額、第2号オに掲げる額にカ
上記以外の一般入所者	上記に第2号ウ又はカのいずれかに掲げる額を加えた額。	に掲げる額を加えた額の組み合わせについては、一般入所者が30人以下の場合を除く。

(軽費老人ホームの生活費)

第4条 軽費老人ホームの入所者1人1ヶ月あたりの生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。)の上限の額は、次のとおりとする。

(単位：円)

地域	基本額	冬期加算額(11月から3月まで)
甲地	46,090	2,120
乙地	43,700	1,930

(注1)

地域の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省第158号)」により「1級地—1及び1級地—2」又は「2級地—1及び2級地—2」に指定された市町村を、乙地とは「3級地—1及び3級地—2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

(注2)

冬期加算額は、暖房費相当である。

(軽費老人ホームA型のサービス提供基本額)

第5条 軽費老人ホームA型の入所者1人1ヶ月あたりのサービスの提供に要する費用のうちサービスの提供に要する基本額は、次のとおりとする。

(1) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合

ア 単独設置の場合

定員(人)	月額(円)	定員(人)	月額(円)
50	109,700	131—140	56,000
51—60	92,500	141—150	57,400
61—70	79,500	151—160	54,300

71—80	69,700	161—170	53,800
81—90	67,000	171—180	53,300
91—100	60,400	181—190	52,900
101—110	59,400	191—200	50,300
111—120	58,000	201以上	50,600
121—130	57,000		

イ 併設設置の場合

定員(人)	月額(円)	定員(人)	月額(円)
50	78,900	81—90	53,200
51—60	66,500	91—100	47,900
61—70	57,100	101—110	48,100
71—80	50,200	111以上	46,900

(2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合

ア 共通職員分

定員(人)	月額(円)	定員(人)	月額(円)
50	49,900	131—140	21,900
51—60	42,400	141—150	22,700
61—70	36,600	151—160	21,700
71—80	32,100	161—170	20,500
81—90	28,600	171—180	19,400
91—100	25,900	181—190	18,500
101—110	24,000	191—200	17,600
111—120	25,500	201以上	17,500
121—130	23,600		

イ 単独設置・併設設置共通(一般入所者に対する介護職員等分)

一般入所者(人)	月額(円)	一般入所者(人)	月額(円)
20以下	39,700	111—120	25,000
21—30	41,200	121—130	26,500
31—40	41,900	131—140	27,700
41—50	42,500	141—150	28,800
51—60	35,300	151—160	27,000
61—70	30,300	161—170	28,000

71—80	26,600	171—180	28,900
81—90	28,500	181—190	29,700
91—100	25,500	191—200	28,200
101—110	27,400	201以上	30,300

(注)

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、サービスの提供に要する基本額(月額)は、次のとおりとする。

	サービスの提供に要する基本額(月額)
特定施設入居者生活介護の利用者	第2号アに掲げる額。
上記以外の一般入所者	上記に第2号イに掲げる額を加えた額。

(軽費老人ホームA型の生活費)

第6条 軽費老人ホームA型の入所者1人1ヶ月あたりの生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。)の上限は、次のとおりとする。

(単位：円)

地域	基本額	冬期加算額(11月から3月まで)
甲地	54,280	2,120
乙地	51,640	1,930

(注1)

地域の欄における甲地とは「生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省第158号)」により「1級地—1及び1級地—2」又は「2級地—1及び2級地—2」に指定された市町村を、乙地とは「3級地—1及び3級地—2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

(注2)

冬期加算額は、暖房費相当である。

(軽費老人ホームB型のサービス提供費用)

第7条 軽費老人ホームB型の入所者1人1ヶ月あたりのサービスの提供に要する費用(月額)は、27,100円を上限とする。

(加算)

第8条 軽費老人ホーム及び軽費老人ホームA型は、次の各号に掲げる経費を入所者1人1ヶ月あたりのサービスの提供に要する費用として加算することができる。

- (1) 民間施設給与等改善費(地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって「別記民間施設給与等改善費」に基づき民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと知事が認定する場合に、サービスの提供に要する基本額(月額)、入所者処遇特別加算費(月額)及び施設機能強化推進費(月額)の合算額に「別記民間施設給与等改善費」に定めるところにより決定される加算率を乗じて得た額(円未満切り捨て。)を加算するものをいう。)

ただし、加算率及び加算率の算定基準となる職員勤続年数の算定については、全部又は一部を減ずることができる。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

- (2) 降灰除去費(気象庁が発表する火山情報において火山活動レベル4を超える噴火が発生した場合に、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づき降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について、139,970円を当該施設の定員に12を乗じた数で除して得た額を加算するものをいう。)

上記により算定した降灰除去費は、噴火が発生した翌月から1年間加算するものとする。

なお、加算対象となる噴火が複数回発生した場合は、最後に発生した噴火の翌月から1年間とする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成21年3月3日から施行し、平成20年6月1日から適用する。
- 2 この規程の施行前に熊本県軽費老人ホーム設置運営要綱(平成17年3月23日施行)に基づき行われた加算の申請のうち、平成20年6月1日以降に係る部分については、この規程に基づき申請があったものとみなす。

#### 附 則(平成21年3月31日告示第303号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 別記 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)の加算率は、次の1及び2により算定するものとする。

#### 1 基本分

施設の区分	職員1人あたりの平均勤続年数	民改費加算率 (%)	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
A階級	14年以上	16	14	2
B階級	12年以上14年未満	15	13	2
C階級	10年以上12年未満	13	11	2
D階級	8年以上10年未満	11	9	2
E階級	6年以上8年未満	9	7	2
F階級	4年以上6年未満	7	5	2
G階級	2年以上4年未満	5	3	2
H階級	2年未満	3	1	2

なお、当該施設の「職員1人あたりの平均勤続年数」の算定は次により行うものとする。

- (1) 算定の基礎となる職員は、当該施設に勤務するすべての常勤職員(嘱託医等臨時職員を除く。)とする。

また、常勤職員以外のものであっても、1日6時間以上、月20日以上勤務している者にあつては、これを常勤職員と見なして算定するものとする。

- (2) 個々の職員の勤続年数の算定は、現に勤務する施設における勤続年数、当該職員のその他の社会福祉施設(現に勤務する施設以外の施設であつて社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の経営に係る施設のうち、保護施設、老人福祉施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る。)、婦人保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業(施設を必要とするものに限る。)を行う事業所、障害者支援施設、障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。)を行う事業所、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設及び福祉ホーム)における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に規定する施設における勤続年数及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項に規定する認定こども園における勤続年数を合算するものとする。

ただし、60歳に達した者については、60歳に達した日後の最初の4月1日以降の勤

続年数は算定期間を含めない。

なお、55歳に達した日後の最初の4月1日から60歳に達した日後の最初の3月31日までの勤続年数は実勤続年数の1/2(月数未満切り捨て)とする。

- (3) 1施設あたりの職員平均勤続年数は、前記(1)及び(2)により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となった職員数で除して得た年数とする。
- (4) 前記(3)の1施設あたりの職員平均勤続年数の算定は、別記第1号様式により、当該年度の4月1日現在において行うものとし、その年度の中途において当該施設の職員異動があった場合にも再計算は行わないものとする。
- (5) 新たに開設される施設における当該職員の職員1人あたりの平均勤続年数の算定は、その開所する日現在において行うものとする。

## 2 管理費特別加算分

- (1) 本加算分は、他の施設に比較して特に評価に値する、優れた入所者処遇を行っている施設等に対し、管理費特別加算分として1パーセントを加算するものとする。
- (2) 加算の対象となる施設は次の事項のいずれかに該当する施設の中から県本庁が指導監査結果やその他の調査結果等も考慮し、総合的に審査のうえ、毎年度当初に加算対象施設を決定するものとする。

ただし、本加算を適用する施設は県本庁管内の民改費の対象となる施設のうち3分の1以内の施設とする。

なお、国及び県本庁の監査において指摘された重要事項が改善されない施設については、本加算は適用しないものとする。

ア 入所者処遇等(給食、介護、入浴、指導、訓練、防災対策、職員教育等)が特に優良と認められる施設

イ 重度障害者、重複障害者等処遇困難なものを多数受け入れている施設

ウ 施設機能の地域開放等地域の福祉向上のために、特に評価に値する活動を実施している施設

エ 特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている施設

オ 前年度に比較して平均勤続年数が著しく下がり下位の区分になる施設及び前年度決算において不足金が生じた施設であって、真に財政面で経営が苦しいと認められる施設

カ 以上の外、県本庁において特に必要があると認める施設

### (3) 留意事項

本加算を受けようとする施設は、別記第2号様式に特別加算を受けようとする理由及び具体的内容等を記入したもの及び必要な書類を添付して提出すること。